

(仮称) 守口市財政健全化計画(素案)の概要

計画策定にあたっての理念・方針

長年にわたる景気の低迷や人口減少などにより、市税収入は伸び悩む一方、生活保護費をはじめとした扶助費の増高などから、非常に厳しい行財政運営を強いられている。

この状況と相まって、少子高齢化や生活環境の改善などの新たな行政課題に加え、施設の老朽化・耐震化など市独自課題も年々深刻さを増し、これらに対応するために、自ら行財政改革を推進しつつ、財政の健全化に鋭意取り組んできたところである。

しかしながら、国の財政状況の悪化を背景として、地方負担を伴う制度改正や新型交付税の導入などが行われ、これまでの努力が飲み込まれる結果となり、その傾向は今後も続くものと予測される一方、本質的な税源移譲が確立されない状況下において、地方分権の議論も進み、また、平成19年6月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、他会計も含めた財政全体の健全度を判断するための新たな指標も定められ、本市の極めて厳しい財政運営に拍車をかけている。

このような状況の下、平成19年度の一般会計決算見込み額は、単年度で約14億48百万円の赤字、累積赤字額は約39億61百万円となり、実質赤字比率は13.57%と早期健全化基準である11.84%を上回り、早期健全化団体の適用を受ける。

加えて、国保会計についても、これまでから非常に厳しい事業運営を強いられており、制度上の問題が大きいというものの、平成19年度決算見込みは、単年度で約2億46百万円の赤字、累積赤字額は37億9百万円となっており、上・下水道事業会計の黒字額約10億円を含めても、連結決算見込み額においても、連結実質赤字比率が23.18%となる見込みで、早期健全化基準である16.84%を超え、早期健全化団体の適用を受ける結果となり、このままでは再生団体への転落も予測される危機的な状況である。

将来の守口市の発展を考えるにあたり、まずはこの危機的・絶体絶命ともいうべき状況を打開し、早期健全化団体の適用を回避することが何よりも重要であることから、今一度原点に立ち返り、身の丈に合った行財政の再構築を図ることが第一義であり、そのためには我々は勿論のこと、市民の皆さんにもこの極めて厳しい状況をご理解いただき、痛みを分かち合っていただき、この努力を積み重ねることにより財政の健全化を成し遂げ、市民の皆さんに安心・安全に暮らしていただけるまちづくりを行うことが、我々に課せられた責務である。

このことを基本方針に据え、これまでの慣習にとらわれることなく、あらゆる分野での見直しを行い、全庁一丸となって鋭意努力を積み重ねていくこととする。

実質収支の将来見込み・財政健全化指標

<実質収支の将来見込み>

(単位:百万円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
一般会計	3,961	5,627	8,203	9,102	9,159	8,606	6,774
下水道会計	198	226	105	25	31	103	156
国保会計	3,709	4,447	4,966	5,504	6,046	6,581	7,054
老健会計	116						
後期高齢者医療							
水道事業	821	716	646	826	929	1,027	1,129
合計	6,767	9,132	12,418	13,755	14,245	14,057	12,543

<財政健全化指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率)の将来見込み>

(単位:%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実質赤字比率	13.57	19.47	28.39	31.50	31.70	29.78	23.44
連結実質赤字比率	23.18	31.60	42.98	47.60	49.30	48.65	43.41

平成19年度決算見込みにより、実質赤字比率(一般会計)及び連結実質赤字比率において、早期健全化団体の適用を受けることとなり、平成21年度では財政状況がさらに悪化し、再生団体の適用を受けることが予測される。

平成19年度決算見込みによる実質公債費比率は、早期健全化基準である25.0%に対し6.6%、また、将来負担比率についても159.6%と同基準である350.0%を下回っている。

安定した市政運営を目指すための課題の抽出

1. 一般会計

平成17年2月に策定した「財政危機対策指針」では、事務事業をはじめとした大胆な見直しを行ったことから、これらを更に見直したとしても、大幅な削減効果は見込めない状況である。

しかしながら、平成18年3月に策定した改定版に示している「民間委託の推進」、特に公共施設については、管理運営面では指定管理者制度の導入を行うなど、一定取組みは進めているものの、施設そのもののあり方については、具体化が図られていない状況にある。

また、これら施設サービスを継続していくためには、耐震化・老朽化対策といった財源問題も必須の課題であること、さらには当初の施設の設置目的や事業内容の重複といった点からも、もう一步踏み込んだ検討が必要と考える。

現下の財政状況の中では、もはやこれまでのサービスを維持した中での健全化は不可能であることは明白であり、この点を踏まえて、以下の項目に沿って対策を講じる。

【安定した市政運営】

- (1) 公共施設のあり方の具体化
- (2) 事務事業等の見直し
- (3) 事務の効率化と定員適正化
- (4) 未利用地の有効活用
- (5) 市税等収納率向上と新たな歳入の確保策

【法による適用団体回避に向けた緊急措置】

- (1) 更なる人件費抑制策の検討
- (2) 建設事業費（臨時経費）の抑制
- (3) 基金からの繰入れ
- (4) 職員の大量退職への対応
- (5) 財団からの出資金引揚げの検討

2. 他会計

上・下水道事業については、安定した事業運営を行うべく取り組んできたこれまでの努力に止まらず、今後とも計画に沿った経営努力を積み重ねていくこととする。

国民健康保険事業については、被保険者の多くが景気の影響を直接受けやすい自営業者や年金受給者という所得面での不安定さは歪めない半面、医療費は年々増嵩するといった制度的な問題が大きく、国は75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を新たに創設し、本年4月から実施されたところである。

しかしながら、国保会計が持つ財政基盤の脆弱さの点で大きく改善されたとは言えず、今後とも厳しい事業運営を余儀なくされているところではあるが、国民皆保険制度の原理原則である相互扶助の精神から、被保険者の能力に応じた負担を適正に担うことで、制度の公平・公正な運営を行うことを第一義として捉えつつ、これまでの事業運営の見直しを行い、まずは単年度の収支均衡を図るべく、以下の項目に沿って更なる取組みを進める。

【国保会計】

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 収納率向上への取組み | (4) 医療費の適正化 |
| (2) 収入に応じた保険料の算定 | (5) 資格の適正化 |
| (3) 財源確保策 | |

計画（素案）の概要

1. 計画期間：平成20年度～25年度（6年間）
2. 目標削減額：<一般会計> 95億円（実質赤字額の解消）
<国保会計> 22億円（平成25年度単年度収支の均衡）
<上・下水道会計> 安定的な事業運営を堅持
3. 健全化比率：早期健全化団体の適用回避（実質赤字比率・連結実質赤字比率）
4. 経常収支比率：平成19年度106.5%を平成25年度末90%台に改善する。
5. 進行管理：毎年度、全会計の取組状況や数値目標の進行管理を行い、議会・市民に公表する。

財政健全化に向けた取組み

1. 一般会計

【安定した市政運営】

公共施設のあり方の具体的方針

施設の必要性・効率性を再検証し、施設の再編・廃止・統合を図る。

管理運営では市民参加や民間活力などを検討し、より効果的な運営を図る。

事務事業等の見直し

必要性等を再検証するとともに、実施にあたっては公・民の役割分担など実施方法についても検討する。

事務の効率化と定員適正化

定員適正化計画を踏まえた組織のあり方を検討する。

市保有未利用地の有効活用

未利用地の有効活用（売却含む）の推進を図る。（施設のあり方とも連動）

市税等の収納率向上と新たな歳入の確保

市税等の収納率の目標を設定し、そのための方策を検討する。

受益者負担の導入や広告料収入等新たな財源確保策を検討する。

【財政健全化法による適用団体回避に向けた緊急措置】

更なる人件費の抑制策の検討

建設事業費（臨時的経費）の抑制

小・中学校の耐震化など市民の安全を守る事業など限定実施。

基金からの繰入れ（H19末実残高：1,781百万円（定額運用基金除く））

職員の大量退職への対応（平成20年度～平成22年度：約270名）

財団からの出資金引揚げの検討（4法人：900百万円）

2. 国民健康保険事業会計

収納率向上への取組み

確実な保険料確保及び納付機会の拡充を図る。

未納世帯に対する徴収強化と納付相談機会の拡充を図る。

収入に応じた保険料の算定 …被保険者の所得把握の徹底及び市独自減免の見直しを行う。

財源確保策 …退職被保険者の把握に努め、社会診療報酬支払基金からの交付金確保を図る。

医療費の適正化 …レセプト点検の強化及び短期保険証の未更新者、資格証明書交付対象者に対する医療給付費の適正化を図る。

資格適正化 …加入者の負担軽減に繋がる場合の社会保険や他の組合健保への加入を促進する。